

## 目 次

- 1 校歌
- 2 教育目標・努力目標・まゆみの精神
- 3 本校沿革の概要
- 4 福島県立安達高等学校学則
- 5 学習評価等に関する規定（要約）
- 6 定期考査受験心得
- 7 出欠調査規定（要約）
- 8 日課表
- 9 生活心得・生活目標
- 10 生活について
- 11 服装規定
- 12 自転車通学について
- 13 福島県立安達高等学校生徒会会則
- 14 生徒会組織図
- 15 生徒会選挙細則
- 16 生徒会会計細則
- 17 生徒会慶弔規定
- 18 部及び同好会への設立・改廃に関する細則
- 19 安達高等学校表彰細則
- 20 図書館利用規定
- 21 おもな許可願・届
- 22 応援歌愛唱歌集

# 校 歌

土井晚翠 作詞  
梁田 貞 作曲



## 校 歌

作詞 土井晚翠  
作曲 梁田 貞

一、安達のまゆみ 古しえの

歌によまれし 跡遠し

安達の名負う 高校の

健児きたえよ 心と身

健児かためよ 身と心

二、新たなわが世 あげぼのの

朱のにおいを 見るごとく

「望」はわれを 励まして

高き遠きに 進ましむ

高き遠きを 仰がしむ

三、安達のまゆみ 染めなすは

赤き心の 象徴か

安達の名負う 高校の

健児つくせよ 国のため

健児つとめよ 世々のため

## 教 育 目 標

1. 自ら学び、正しい判断力を持つ人間の育成
2. 誠実で忍耐強い人間の育成（まゆみの精神）
3. 心身ともに健全でたくましい人間の育成

## 努 力 目 標

1. 進路希望の実現に努め、保護者・地域の期待に応える
2. 基本的生活習慣の確立、事故の防止に努める
3. ユネスコスクールとしての ESD 教育・特別活動・部活動等を充実させ、学校活性化の力とする
4. 自己研鑽に努め、指導力の向上を図る（教職員）
5. 開かれた学校づくりを推進し、地域との連携を深める

## ま ゆ み の 精 神

- ・強靱であれ その木の如く
- ・しなやかであれ その枝の如く
- ・清楚であれ その花の如く
- ・誠実であれ その赤き実の如く

# 1 本校沿革の概要

## (1) (旧)福島県立安達中学校沿革の概要

大正	10. 8. 30	安達郡会において中学校建設の件可決される。
〃	12. 3. 3	福島県立安達中学校の設置および同年開校の件文部大臣より認可される。
〃	12. 4. 16	第一回入学式挙行、生徒(100名)入学許可される。
〃	13. 3. 6	本校校舎の建築完成、福島県に引継がれる。
昭和	3. 3. 6	第一回卒業生を出し、同窓会創設される。
〃	3. 12.	本校校歌制定される。
〃	5. 6. 10	水道工事竣工する。
〃	16. 4. 1	募集定員150名に増員し3学級とする。2教室増築する。
〃	23. 4. 1	学校教育法施行により福島県立安達中学校を福島県立安達高等学校と改称し、同時に併設中学校設置される。
〃	23. 4. 7	本校定時制課程農業科を置き、同時に分校を置く。分校は旭、針道、小浜、渋川、石井、大平各町村に一校ずつ置かれる。
〃	25. 3. 31	本校統合により廃止される。

## (2) (旧)福島県立安達女子高等学校沿革の概要

大正	7. 7. 11	二本松町立実業補修学校に代わり修業2か年の二本松実科高等女学校を設置し、二本松第一小学校に併置される。
〃	14. 7. 31	学則を改定して、修業年限を4か年とする。
昭和	18. 4. 1	実科高等女学校令改正により福島県二本松高等女学校と改称される。
〃	21. 3. 31	県移管となり、校名を福島県立安達高等女学校と改め、旧二本松第二小学校校舎独立校舎に当てられ移転される。
〃	21. 10.	修業年限5か年となる。
〃	23. 4. 1	学校教育法施行により福島県立安達女子高等学校と改称し、全日制普通科のみ設置される。
〃	25. 3. 31	本校統合により廃止される。

## (3) 福島県立安達高等学校沿革の概要

昭和	25. 3. 27	福島県教育委員会において(旧)「福島県立安達高等学校ならびに(旧)福島県立安達女子高等学校を統合してその名称を福島県立安達高等学校とし、昭和25年4月1日から実施する旨決定 募集定員全日制350名
〃	25. 4. 1	統合本校発足
〃	25. 4. 7	定時制課程の中に夜間課程を設置し、これを本校に置くこととなる。
〃	25. 5. 23	旧福島県立安達女子高等学校校舎を二本松中学校校舎に払い下げ、本校内に建設した二本松中学校校舎が安達高等学校校舎に寄付採納される。
〃	25. 6. 29	女子生徒旧校舎より移転する。
〃	25. 7. 1	旧両校の生徒会解散して一本となり、新発足する。
〃	25. 7. 23	旧両校PTA解散して新たに両校統合のPTA発足する。
〃	25. 11. 5	旧両校同窓会解散して一本となり、新発足する。
〃	26. 11. 23	針道分校校舎完成
〃	27. 3. 31	本校定時制農業科、渋川、大平、石井分校廃止される。
〃	27. 4. 1	定時制農業、家庭教室設置される。
〃	27. 7. 23	大平村に上記校舎完成
〃	31. 4. 1	全日制募集定員300名となる。

昭和	31. 11.	校旗制定される。
〃	34. 4. 4	旭分校を岩代分校旭校舎と改称
〃	37. 4. 1	旭校舎を廃し岩代分校と統合す。定員40名
〃	37. 4. 7	定時制農業、家庭教室を大平分校と改称
〃	37. 7. 11	岩代分校校舎完成
〃	38. 1. 23	体育館起工式
〃	38. 4. 1	募集定員全日制385名 大平80名 針道100名
〃	38. 7. 29	体育館落成
〃	38. 10. 18	創立四十周年記念式及び体育館落成式
〃	39. 4. 1	全日制臨時増募となり計495名となる。大平100名 針道100名
〃	39. 5. 20	夜間給食室完成
〃	40. 1. 31	増築校舎落成
〃	40. 4. 1	全日制臨時増募計490名となる。
〃	41. 4. 25	旧控室の一部に書道教室完成
〃	42. 4. 1	全日制臨時増募計477名となる。
〃	42. 10. 9	全日制校舎全面改築第一期工事着工
〃	43. 3. 25	校舎改築第一期工事竣工
〃	43. 4. 1	全日制臨時増募計468名となる。
〃	44. 3. 20	校舎改築第二期工事竣工
〃	44. 4. 1	全日制募集定員392名 夜間40名 大平90名 針道90名 岩代40名
〃	44. 8. 25	プール竣工
〃	45. 1. 16	大平分校体育館完成
〃	45. 3. 10	校舎改築第三期工事竣工(校舎改築完成)
〃	45. 4. 1	全日制募集定員376名となる。
〃	45. 9. 24	テニスコート竣工
〃	46. 3. 24	クラブ部室竣工
〃	46. 3. 31	校門竣工
〃	46. 4. 1	全日制募集定員368名となる。
〃	46. 11. 27	格技場竣工
〃	47. 2. 16	野球場バックネット竣工
〃	47. 3. 10	校舎敷地周囲フェンス工事完成
〃	47. 4. 1	全日制募集定員360名となる。
〃	47. 6. 30	校地舗装(アスファルト、玄関前より西昇降口1,293m <sup>2</sup> )
〃	47. 7. 20	前庭造園、中庭噴水池工事完成
〃	48. 4. 1	安達高等学校大平分校 岩代分校 針道分校 安達東高等学校として独立
〃	48. 10. 28	創立五十周年ならびに校舎改築落成記念式典挙行
〃	48. 12. 1	プール更衣室工事竣工
〃	48. 12. 25	まゆみ会館建築工事竣工
〃	50. 7. 5	まゆみ会館浴室、便所工事竣工
〃	51. 4. 1	全日制募集定員384名となる。
〃	51. 10. 22	自転車置き場増設
〃	51. 1. 15	焼却炉一基増設
〃	52. 6. 16	グラウンド整備工事竣工
〃	53. 1. 26	給水装置改修工事竣工
〃	53. 1. 31	グラウンド排水工事竣工 グラウンド南側フェンス張り工事竣工
〃	53. 3. 3	北通用門竣工
〃	53. 8. 10	校庭体育施設新設工事竣工
〃	53. 11. 25	校庭側溝工事竣工
〃	53. 11. 27	校地舗装(アスファルト、第二棟北側1,149m <sup>2</sup> )
〃	53. 12. 18	グラウンド東側に防球ネット設置(36m×10m)

昭和	54.	1.	16	一般倉庫竣工(40㎡)
〃	54.	4.	1	全日制募集定員360名となる。
〃	54.	8.	20	電話交換機取替
〃	54.	8.	21	火災報知器設置
〃	55.	11.	21	暖房給油施設完成
〃	56.	11.	30	和室竣工(130.42㎡)
〃	58.	2.	10	体育館竣工(1,665.75㎡) 給水装置新設工事竣工
〃	58.	4.	1	全日制募集定員384名となる。
〃	58.	10.	22	創立六十周年ならびに体育館落成記念式典挙行
〃	59.	4.	1	全日制募集定員376名となる。
〃	60.	4.	1	全日制募集定員360名となる。
〃	61.	4.	1	全日制募集定員376名となる。
〃	63.	12.	12	校舎外装一部補修
平成	元.	4.	1	全日制募集定員423名となる。
〃	元.	8.	21	教室内装改修
〃	元.	8.	31	電話交換機更新
〃	2.	4.	1	全日制募集定員376名となる。
〃	2.	10.	17	高架水槽取替工事竣工
〃	3.	4.	1	全日制募集定員360名となる。
〃	3.	9.	10	校舎内部塗装(廊下、天井、特別教室ドア)
〃	4.	9.	25	テニスコート整地
〃	4.	10.	16	東昇降口屋上改修工事竣工
〃	5.	4.	1	全日制募集定員360名となる。定時制課程募集停止となる。
〃	5.	10.	2	創立七十周年記念式典挙行 正門改築・中庭整備工事竣工
〃	5.	10.	25	北校舎屋上防水工事竣工
〃	6.	4.	1	全日制募集定員360名となる。
〃	7.	3.	13	格技場屋根改修工事竣工
〃	7.	4.	1	全日制募集定員344名となる。
〃	8.	1.	4	格技場床改修工事竣工
〃	8.	3.	18	第二体育館大規模改修工事竣工
〃	8.	3.	31	定時制課程廃止される。
〃	8.	4.	1	全日制募集定員360名となる。
〃	8.	11.	21	大規模改修工事(南棟外部)竣工
〃	9.	4.	1	全日制募集定員320名となる。
〃	9.	12.	8	大規模改修工事(北棟外部)竣工
〃	10.	1.	20	プール改修工事
〃	10.	12.	22	大規模改修工事(北棟内部)竣工
〃	11.	3.	19	西校舎前排水改修工事竣工
〃	11.	11.	4	テニスコート屋外便所新設工事竣工
〃	11.	12.	3	大規模改修工事(北西内部)竣工
〃	11.	12.	3	図書室冷房工事竣工
〃	12.	2.	10	下水道切替工事竣工
〃	12.	12.	19	大規模改修工事(南西内部)竣工
〃	13.	3.	8	部室新設工事竣工
〃	13.	9.	7	倉庫新設工事竣工
〃	13.	11.	21	ネットフェンス新設工事竣工
〃	13.	11.	26	大規模改修工事(南東内部)竣工
〃	14.	10.	1	防球ネット新設工事竣工

平成	14. 10. 21	ゴミ置場新設工事竣工
〃	15. 9. 27	創立八十周年記念式典挙行 トレーニング場MAYUMI竣工
〃	16. 7. 30	身障者対応工事竣工
〃	16.10.19~22	韓国へ修学旅行
〃	16. 12. 20	中庭倉庫改築工事竣工
〃	17. 4. 1	全日制募集定員280名となる。
〃	17. 8. 29	安達高校防球ネット改修工事竣工
〃	18. 11. 30	気中開閉器・高圧ケーブル改修工事竣工
〃	19. 4. 1	全日制募集定員240名となる。
〃	21. 12. 25	耐震改修工事(北校舎東側)竣工
〃	22. 12. 7	耐震改修工事(北校舎西側)竣工
〃	23. 3. 11	東日本大震災発生
〃	23. 5. 9	浪江高等学校サテライト協力校となる。
〃	23. 8. 23	浪江高等学校津島校サテライト協力校となる。
〃	23. 8. 25	表土改善工事竣工
〃	23. 9. 30	施設内緊急環境改善工事竣工
〃	23. 12. 19	暖房用給油設備改修工事竣工
〃	24. 3. 31	浪江高等学校サテライト協力校終了
〃	24. 10. 31	校舎耐震改修工事(南校舎)竣工
〃	24. 12. 21	ユネスコスクールとして認証される。
〃	25. 7. 18	暖房設備(返油管)補修工事竣工
〃	25. 9. 28	創立九十周年記念式典挙行
〃	26. 1. 8	暖房設備(個別タンク等)補修工事竣工
〃	26. 2. 20	大規模改修工事(格技場)竣工
〃	26. 12. 11	地下オイルタンク更新等工事竣工
〃	27. 4. 1	全日制募集定員200名となる。
〃	28. 3. 28	部室新築工事竣工
〃	28. 9. 15	耐震改修工事(第二体育館、校舎東棟、校舎西棟)竣工
〃	28. 9. 26	テニスコートフェンス改修工事竣工
〃	29. 3. 31	浪江高等学校津島校サテライト協力校終了
〃	30. 4. 27	除去土壌搬出業務完了
〃	30. 9. 4	第二体育館等照明工事竣工
〃	30. 9. 20	プール改修工事竣工
〃	31. 3. 1	電話交換機交換工事竣工
令和	2. 3. 27	ブロック塀撤去等工事竣工
〃	2. 4. 1	全日制募集定員160名となる
〃	3. 3. 29	フェンス新設工事竣工
〃	4. 12. 1	第一体育館照明改修工事竣工
〃	5. 4. 13	百年桜、植樹セレモニー
〃	5. 10. 28	創立百周年記念式典挙行

# 福島県立安達高等学校学則

## 第1章 総則

第1条 本校は法令の定める所により、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第2条 本校は福島県立安達高等学校と称する。

第3条 本校は修業年限を3年とする。

第4条 本校には全日制の課程をおく。

2 生徒定員は福島県立高等学校学則の定める所による。

## 第2章 学期及び休業日

第5条 学年学期及び休業日は福島県立高等学校学則による。ただし本校創立記念日は4月16日とする。

## 第3章 教育課程及び授業

第6条 教育課程は別表の通り定める。

第7条 授業日及び授業日数はその学年の実情により定める。

第8条 始業時刻は原則として午前8時40分とする。

## 第4章 課程の修了及び卒業の認定並びに評価の方法

第9条 課程の修了は、それに必要な単位を修得した者で、特別活動の成果が満足できると認められる者について、学年ごとにこれを認める。

2 必要がある場合には、単位認定証を授与することができる。

第10条 卒業は所定の全課程を修了した者についてこれを認める。

2 卒業を認定された者には校長は学則の定める卒業証書を授与する。

第11条 評価の方法並びに単位の算定は別にこれを定める。

## 第5章 入学退学及び転学転籍

第12条 入学、退学、休学及び転学転籍は福島県立高等学校学則の定める所による。

第13条 本校に入学を許可された者は、校長の定める期日までに、定められた様式により保護者及び保証人連署の誓約書並びに本人及び保護者の住民票の写しを添え、校長に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、原則として二本松市内に居住する者でなければならない。ただし、やむを得ない場合は、二本松市内に居住していない者を保証人にすることができる。

第14条 校長は保証人を不相当と認めるときはこれを変更させることができる。

第15条 保護者又は保証人は、その住所又は氏名を変更したときは、保護者・保証人等変更届（別紙様式）により、速やかに校長に届出なければならない。

第16条 本校への転入学は転入考査の結果によりこれを決定する。

第17条 出席調査に関する規定は別にこれを定める。

## 第6章 授業料・入学検定料及びその他の費用徴収

第18条 授業料、入学料、入学検定料の額及びその徴収方法は条例の定める所による。

第19条 学校の物品を破損又は紛失したことにより弁償させる場合には、審議により校長がこれを定める。

## 第7章 賞 罰

第20条 校長が生徒を表彰あるいは懲戒する場合は別に定める所による。

## 学業評価に関する規程（要約）

### 単 位

1. 週当たり1時限（50分）を1か年、35週以上を履修した場合、これを1単位とする。
2. 修得すべき単位とは、本校で定めた教育課程の全単位とする。

### 定期考査

3. 1学年を3期に分け、第1学期・第2学期は中間考査及び期末考査を、第3学期は期末考査のみを行う。
4. 無断欠席以外で定期考査を受験できなかった場合は追考査をすることができる。また、無断で定期考査を欠席した場合、当該科目の考査の素点は0点とする。
5. 考査中不正があった場合は、その考査を中止する。それ以後の考査は受験させない。さらに当該科目を含め以後の考査の素点を0点とする。定期考査は100点法で行う。

### 成績評価

6. 各教科・科目等の学習の評価は、各学期末・学年末に100点法による評点と5段階法による評定、観点別学習状況で評価する。また、「総合的な探究の時間」の評価は学年

末に文章で記述する。

7. 各教科・科目等の学習の評価は、次の評価資料等をもとに総合して評価する。

- ① 中間考査及び期末考査
- ② 課題テスト等の諸テスト
- ③ 日常の学習状況
- ④ 提出物や発表
- ⑤ 出席状況

8. 各教科・科目等の学習の評価は、学年を3学期に分け、毎学期ごとに行う。

9. 5段階評定と評点の関係は次の通りとする。

評点	0～34	35～44	45～64	65～79	80～100
評定	1	2	3	4	5

5段階評定と観点別学習状況の関係は次の通りとする。

観点別学習状況	CCC	BCC	ABC, ACC, BBB, BBC	AAB, ABB	AAA
評定	1	2	3	4	5

## 単位の認定

10. 教科科目の履修の認定と単位の修得は、学年末において、次の各項に該当する者について認定する。

- (1) 授業への出席時数が年間標準時数（単位数×35時間）の80%以上を満たす場合、当該科目を履修したものと認定する。ただし、大会参加等による公欠や忌引、感染症等による出席停止などの欠課は出席と見なして判定する。
- (2) 履修認定された科目で、その評定が「2」以上である場合は、当該科目の単位修得を認定する。

11. 単位が認定されない科目の評定は1とする。

12. 単位が認定されない者については、生徒の願い出により、次のように取り扱う。

(1) 成績不良の場合

- ① 第1学年及び第2学年末に単位を認定されなかった者に、年度末休業中に2回に限り追認考査を実施して、単位を認定することができる。
- ② 追認考査の出題・採点は、その教科主任の責任において行う。
- ③ 追認考査により、単位が認定された場合は、評定を2と記入する。

(2) 出席時間数不足の場合

- ① 出席時間数が規定に満たない者であっても、職員会議において認められた場合は、不足時数を補充することができる。ただし、補充の対象は、出席

時数が各教科・科目の標準時間数の70%以上の者とする。

② 欠課時数が標準時間数の30%を超えた者は別に審議する。

## 進級・卒業

13. 進級及び卒業の認定は、各学年において履修した全教科科目の単位を修得した生徒で、総合的な学習の時間及び特別活動の成果が満足できると認められる生徒について行う。
14. 学年末において、成績不良による不認定科目及び時数不足により、履修する全ての単位の修得を認定されなかった者については、原級留置とする。
15. 卒業判定会議において、成績不良により卒業を認定されない場合には、卒業式前に2回に限り追認考査を行い、成績不良による不認定科目及び時数不足による不認定科目がある場合には、卒業延期とする。この追認考査に合格しない者については、3月中に追認考査を1回行い、合格すれば卒業を認定し、不認定科目があれば原級留置とする。
16. 原級に留められた生徒は、その学年の全科目を再履修する。

## 休学

17. 病気やその他やむを得ない事情により2ヶ月以上欠席する場合には、その事由を具して休学を願い出ることができる。
18. 休学者は、当該学年の出席日数及び時間数を通年して、進級・卒業に必要な出席日数及び時間数として充てることができる。

## 留学

19. 生徒は、外国の高等学校に留学しようとするときは、留学願を提出しなければならない。
20. 留学先の高等学校における学習の成果に基づき、36単位以内の範囲で、単位の修得を認定することができる。

## 定期考査受験心得

1. 考査の開始1週間前に考査時間割を発表する。発表後は受験準備に専念できるように、次のことに注意する。
  - (1) 早朝及び放課後における部活動は休止する。
  - (2) 大会日程等特別の事情により練習継続の必要がある場合は、顧問を通して校長

から承認を得て行う。

(3) 承認を得ての練習は（自主練習を含む）は、試験前は午後 5 時まで、試験期間中は午後 2 時までを限度とする。

2. 定期考査は必ず受験しなければならない。特に次のことに注意する。

(1) 病気等により受験できない場合には、予め保護者を通して学級担任に届け出る。又、その後に学級担任を通して、教科担任の指導を受ける。

(2) 無断欠席の場合、当該科目は 0 点とする。

(3) 不正行為とみなされる行為があった場合は、それ以降の受験資格を失う。さらに、不正行為のあった科目を含めてそれ以降の考査は、全て 0 点となる。

3. 考査時には次のルールを守る。

(1) 考査中は机の中を空にし、机の両側及び周囲に荷物を置かない。

(2) 考査開始 5 分前までに、出席番号順に着席し、監督の先生の到着を待つ。

(3) 机を整列させ、監督の先生が巡回できるように各列の間をあけておく。

(4) 下敷き及び筆入れの使用は禁止する。

(5) 考査中の物品の貸借は禁止する。

(6) 考査中のわき見・おしゃべり等はしない。

(7) 携帯電話等の通信機器は、電源を切りカバンに入れ、机の周辺に置かないこと。違反した場合は、不正行為となるので、十分に注意する。

(8) 考査中の途中退席は禁止する。病気等の際には監督の先生の指示に従う。

## 出欠調査規程（要約）

1. 欠席については次のように取り扱う。

(1) 病気・怪我・家事都合等による欠席は、欠席日数として数え、当該授業は欠課とする。

(2) 感染症による出席停止、忌引き、進学・就職試験、天災、交通遮断による欠席は、欠席日数に数えず、出席すべき日数から除く。当該授業も欠課としない。

(3) 各種大会参加など学校で公欠と認めた欠席は、欠席日数として数えない。当該授業も欠課としない。

(4) 休学期間は、病気・怪我・家事都合等による欠席と同様の扱いとする。

2. 忌引きの日数は次の基準による。

・ 父母（養父母含む）	7 日
・ 祖父母・兄弟・姉妹	3 日
・ 伯叔父母、甥姪	1 日
・ 父母の祭日	1 日

3. 病気・怪我・家事都合等による欠席の場合は欠席届、各種大会参加など学校で公欠と認められた欠席の場合は公欠願を学級担任に提出する。
4. 遅刻・早退及び外出者は、所定の用紙にその理由を明記し、学級担任（不在の場合は関係職員）に提出し、許可を受ける。

## 日 課 表

[平常授業時]

SHR	8:40 ～ 8:50
1	8:50 ～ 9:40
2	9:50 ～ 10:40
3	10:50 ～ 11:40
4	11:50 ～ 12:40
予 鈴	13:15
5	13:20 ～ 14:10
6	14:20 ～ 15:10
7	15:20 ～ 16:10
SHR・清掃	

[定期考査時]

SHR	8:40 ～ 8:50
1	9:00 ～ 9:50
2	10:05 ～ 10:55
3	11:10 ～ 12:00
SHR・清掃	

## 生活心得

秩序ある生活。「秩序」ということは人間存在の根本形式であります。秩序は愛情を中核とし規律を外殻とし、私たちの自主的責任感で守られていくものです。学校は民主社会の「ひな形」として、その責任が果たされる場所にあるべきです。

## 生活目標

1. 生徒の本分は学習にあります。生徒はその履修する学科に対しては、全力をあげてその目的達成に努めるべきです。
2. 学校はひとつの社会です。生徒はその諸生活において、学校行事の本義に従ってよく責任と義務を果たし、その行動に自主的精神があるべきです。
3. 生徒は余暇の善用につとめ、豊富な人間性を養うよう努力しなければなりません。
4. 服装、礼儀を正し、約束や時間を守るといような社会連帯感の上になんて品位のあつる社会人となるよう努めるべきです。

## 生活について

- 1 始業時刻（8時40分）に遅れないよう余裕をもって登校し、原則として19時までには下校すること。
- 2 学用品その他の所持物には、自分の学年、組、番号、氏名を明記すること。
- 3 朝自習開始から清掃終了までは、携帯電話の電源を切り使用禁止とする。また、それ以外の時間帯でも、学校内でむやみに携帯電話を使用しない。
- 4 常備身分証を携行する。
- 5 来賓、及び職員に対しては会釈をし、礼を失しないように注意すること。
- 6 生徒間の挨拶は会釈をもって交礼する。ただし、校内は略してもよい。
- 7 生徒間の金銭物品貸借は避けること。
- 8 遺失物、拾得物は直ちに係職員に届けること。
- 9 校舎、校具は大切にとりあつかひ、万一破損亡失した時は、直ちに学級担任（又は係職員）に届けでること。
- 10 校内で金品を募集したり、物品を売買したりする時は事前に学級担任（又は係職員）の許可をうけること。
- 11 学校内外で生徒の集会を催す時は事前に学級担任（又は係職員）の許可を得ること。また教育計画や学校の組織に基づかない催しものを主催することは認めない。
- 12 日曜、祭日、休日に登校して、校舎校具運動場等を使用したい時は「校地使用許可願」を提出する。

## 清掃美化

1. クラスの週番は始業前に教室の清掃等の状況を調べ、学習にさしつかえないようにしておく。
2. 放課後は清掃当番が一致協力して清掃をし、又随時行われる大掃除には平素手の届かない所まで清掃するように留意する。

3. 清掃用具は所定の場所に整頓しておき、破損又は紛失した場合は直ちに学級担任及び清掃係職員に申し出る。

## 合宿

1. 合宿を実施する場合は、「合宿許可願（生徒指導部管理）」に保護者の承諾書を添えて、実施予定日1週間前までに生徒指導部に提出すること。
2. 合宿は顧問教師の指導のもとに規律正しい行動をする。もし生徒の本分に反するような行為があった場合は、年度内における以後の合宿を禁止する。
3. 合宿に関する生徒の経費は全て自己負担とする。
4. 合宿する各部は日課表を定め、規律正しい合宿生活を行うこと。
5. 合宿所の備品その他をていねいに扱い、合宿所内外の整理・整頓に努めること。
6. 火気については、責任者を決めて正確に点検を行うこと。

## 暖房使用について

1. 暖房器具のコードはコンセントから抜かない。
2. 暖房器具の上に物を置かない。又、周りに可燃物を置かない。
3. 教室移動の際には、当番の生徒が事務室へ連絡する。
4. 異常が認められるときには、すみやかに事務室に連絡する。
5. 故障による破損した場合には、一時使用を停止する。

## 部室使用について

1. 部室の使用時間帯は、始業前及び放課後のみとする。
2. 部室は必ず施錠し、鍵は部顧問又は体育準備室にもどす。
3. 部室では、暖房器具、電熱器等を使用しない。

## 校外生活

1. 校外生活においては安達高校生たる自覚にもとづき、自己の品位を失墜しないことはもちろん、服装態度に留意し学校の名誉を汚さぬようにすること。
2. 外出の際は、高校生としてふさわしい服装をし、なるべく夜間外出はさけ、午後10時以後の外出を禁ず。午後10時以後の生徒の夜間外出は保護者同伴とする。
3. 交友関係には十分注意し、不良行為、非行行為、及び窃盗万引等の破康恥行為に類することは絶対に行わず、いかがわしい場所に入入りしないこと。
4. 定期券乗車割引証等を使用する場合は諸注意をよく守り、規則に違反して学校全体の迷惑にならないよう注意すること。
5. 交通道德をよく守り、交通違反のないよう注意すること。
6. 自動二輪車及び原動付自転車に係わる運転免許取得とこれを用いての通学は認めない。
7. 健康に注意し感染症の予防に留意すること。
8. 生徒の本分は学習にあり、学校生活に集中すべきであるから、アルバイトをしないこと

が原則である。しかし、やむを得ない事情によりアルバイトをする場合には、必ずアルバイト許可願を提出する。

## 厳守事項

1. 飲酒、喫煙、暴力、いじめ、誹謗中傷、暴言、万引き、窃盗、不正乗車、薬物乱用等の違法・違反行為、非行行為をしない。
2. 服装規程を守る。改造学生服・変形学生服を着用しない。
3. 授業中に携帯電話の電源を切っておく。
4. 考査の際に不正行為をしない。
5. 許可なくバイク及び自動車の運転免許を取得しない。又、自動二輪には同乗しない。
6. やむを得ずアルバイトをする場合は、あらかじめ許可を得る。
7. パチンコ店等、高校生にふさわしくない場所への出入りをしない。
8. 深夜徘徊をしない。
9. その他生徒としての本分に反する行為をしない。

## 服装規程

1. 服装は質素、端正を旨とし、高校生たる自覚と品位がおのずからあらわれ、他人に対して好感を与えるものでなければならない。
2. 男子の制服
  - (1) 頭髪  
頭髪は清潔にし、高校生にふさわしい髪型であること。超長髪やパーマ、加工及び脱色・染色は禁ずる。
  - (2) 校章  
校章は左襟に着用する。
  - (3) 上衣・下衣
    - ① 学校指定の学生服を着用する。
    - ② 上衣には指定のボタンを必ずつける。ホックをしめ、ジャケット等は、襟から出さないこと。
    - ③ 上衣の背割り、袖割り及び短ラン、長ランは禁ずる。
    - ④ ズボンのスリットは禁ずる。
    - ⑤ ズボンのすそ幅は、身長 160cm の者のすそ幅 21cm を標準とし、この比率に準じた適正なすそ幅とする。
    - ⑥ 夏季は白無地のワイシャツ又は半袖開襟シャツを着用し、上衣に替える。  
ただし、冬服衣替え前に、寒い日は上衣の着用を認める。
    - ⑦ 夏季以外でも、上衣をぬいだ場合に華美な柄物シャツやセーターを着用

しないよう留意する。

(4) 下足

① 学生靴又は運動靴を着用する。

(5) ソックスは、白か黒か紺（ただし、全校集会又は公式行事では黒）とする。

(6) 上ばき

① 学校指定のサンダルを着用する。

② サンダルは必ず規定の学年を示す色とし（入学後指定する）名前を前部に明記する。

3. 女子の制服

(1) 色及び生地

① 冬は紺サージの上衣及びスカート又はスラックス。

② 夏は上衣を白ブロードとし、衿、カフス、ポケットは冬服と同じ。

(2) 形

① 上 衣

(ア) 着丈・・・・・・・・ウエスト線より 5cm～6cm 下げる。

(イ) 身・・・・・・・・衿ぐりは、原形より 10cm 下げ、ダーツを取らない。

(ウ) 白線・・・・・・・・衿端より 2cm 入り、0.4cm の太さのもので間隔は、0.3cm とする。袖口、ポケットは衿に準ずる。

(エ) 学年の区別・・・ポケットの白線で表す。

1年…1本      2年…2本      3年…3本

(オ) 袖・・・・・・・・夏服の袖丈は半袖も許可し、その丈は 18cm 内外とする。

② スカート及びスラックス

(ア) ひだ数・・・・・・・・寄せひだで 24 本とする。

(イ) スカートの丈・・・・・・・・膝頭程度。

(ウ) スラックス・・・裾幅は 18cm を標準とする。着用期間は冬期間のみとする。

(3) 髪型は華美にわたらないことを旨とし、パーマ、加工及び脱色・染色は禁ずる。

(4) スカーフは黒のナイロンで、規定のネーム入りスカーフ通しを使用する。

(5) 校章は白線にかからないよう、ポケットに必ずつける。

(6) ストッキングは黒又は肌色の無地とし、ソックスは白か紺か黒とする。（ただし全校集会時公式行事では紺とする。）又、ルーズソックス、ニーハイソックス、靴のようなソックスなど華美で加工されており、風紀上好ましくないソックスの着用を禁ずる。

(7) 上ばき

① 学校指定のサンダルを着用する。

② サンダルは必ず規定の学年を示す色とし（入学後指定する）名前を前部に明記する。

4. 防寒用コート

- (1) 許可する種類  
コート、ハーフコート、ジャンパー、  
学校指定のカーディガン（ロングカーディガンは禁止）
- (2) 禁止する種類  
皮ジャンパー、皮コート（人工皮革、ビニールも）  
ジーンズジャンパー、スタジアムジャンパー、ロングコート、  
ヨコスカジャンパー、パーカー
- (3) 色と柄  
華美にならないものとする。

#### 5. カーディガン

- (1) カーディガンは、本校指定のものとする。
- (2) 着用期間は、10月1日～5月31日（冬季制服期間）とする。
- (3) 式と付く行事（始業式・終業式・入学式・卒業式等）では着用を認めない。
- (4) 通常の授業や定期考査等での着用を認める。
- (5) 職員室等への入室の際も着用を認める。
- (6) 男子生徒の着用は、学生服の中であれば認める。又、登下校時も含め、カーディガン姿で過ごすことは認めない。  
※あくまでも防寒対策であり、制服着用時のみ認める。

#### 6. 体育時の服装

- (1) 学校で指定されたものを用いること。
- (2) 上履下履は指定の学年色の入ったものを用いること。

#### 7. その他

- (1) 規定外の服装をする場合は、必ず学級担任の検認を受けて「異装許可願」を出すこと。
- (2) 私用で外出する場合も華美な服装は避け、高校生としての品位を保つようにする。
- (3) 服装検査で不備な点を指摘された生徒は、早急に正し学級担任に確認してもらうこと。

## 自転車通学について

1. 次のいずれかの条件を満たす者に自転車通学を許可する。
  - (1) 通学距離が2km以上であること。
  - (2) 通学距離が2kmには満たないが、部活動、その他の事情があること。
2. 自転車通学を希望する生徒は、点検整備を受けた証明書を添え、「自転車通学届」を提出する。

### 3. 注意事項

- (1) 自転車は所定の位置に鍵をかけて整頓しておくこと。又、他人のものを無断で使用しないこと。
- (2) 交通規則・マナーを守り、安全走行を心がけること。

## 福島県立安達高等学校生徒会会則

### 第1章 総 則

第1条 本会は福島県立安達高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は福島県立安達高等学校全日制生徒全員を会員とし安達高等学校全日制教職員を顧問とする。

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり良き学園を形成し、良き公民となることを目的とする。

第4条 会員は生徒会活動に参加する権利を有し、会費を納入し、総会及び中央委員会の決議に従う義務を有する。

### 第2章 役 員

第5条 本会には次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、書記3名、会計2名、選出方法は選挙による。

第6条 前条の役員の任期は1年とする。

ただし、欠員が生じた場合、中央委員会の要求・決議によって選挙による後任者選出が出来る。

第7条 会長・副会長

会長は本会を代表して会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。

書 記

書記は生徒会運営についての事務一切を司る。

会 計

会計は本会の経理を司る。

### 第3章 組織及び機関

第8条 本会には次の組織及び機関を置く。

生徒総会 生徒会本部 中央委員会 ホームルーム

議長団・監査委員会 選挙管理委員会 常任委員会・部

## 第1節 生徒総会

第9条 生徒総会は本会の最高議決機関であって全会員をもってこれを構成する。

第10条 次の場合に会長は総会を招集する。

- 1 会則改正、予算、決算の承認、その他会長が必要と認めた場合。
- 2 全会員の3分の1以上が開催を要求した場合。
- 3 中央委員会が開催を要求した場合。

第11条 総会は年1回以上開催し全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。決議は出席者の過半数による。ただし、決算については、1年生の承認権はないものとし、2・3年生の会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

## 第2節 生徒会本部

第12条 本部は本会の最高執行機関である。本部は第5条の役員をもって構成する。

第13条 本部は次の任務を行う。

- 1 予算案、決算、細則を立案し中央委員会に提出する。
- 2 会則を執行し会務を総理する。
- 3 会長は、各機関の最高指揮監督権を有する。ただし、議長団及び選挙管理委員会、監査委員会に対してはその権限は及ばない。

## 第3節 中央委員会

第14条 中央委員会は総会に次ぐ議決機関である。

第15条 中央委員会は生徒会役員及び各ホームルーム長で構成する。委員の任期は1年とする。

第16条 中央委員会は3分の2以上の出席をもって成立し会則改正・予算・決算をのぞくすべての議決事項の最終決定権を有する。ただし総会の決議には優先しない。

第17条 中央委員会は次の場合開かれる。

- 1 定期会（年1回）
- 2 臨時会（会長が必要と認めた場合又は中央委員会の3分の1以上の要求があった場合）

## 第4節 ホームルーム

第18条 ホームルームは生徒会の基盤でありお互いの教養を高める場である。

第19条 ホームルームには次の役員を置く。

ホームルーム長 副ホームルーム長 選挙管理委員 図書委員 放送委員 各1名  
風紀委員 出版委員 厚生委員 美化委員 応援委員 各2名

第20条 前条の役員の任期は6か月とする。ただし応援委員及び中央委員の任期は1年とする。

## 第5節 議長団

第21条 議長団は生徒総会及び中央委員会の公正な議事進行を期することを目的とする。

第22条 議長団は選挙によって選出された3名をもって構成し、任期は1年とする。

## 第6節 監査委員会

第23条 監査委員会は本会に関する一般会計、特別会計及び備品を含む一切の財産の維持保管の状況を監査し、本会の公正な運営を期することを目的とする。委員会は監査状況を監査細則に基づき発表しなければならない。

第24条 監査委員会は選挙によって選出された2名をもって構成し監査細則に基づき監査委員会を開く。委員長は互選による。任期は1年とする。欠員が生じた場合は、第6条に準ずる。

## 第7節 選挙管理委員会

第25条 選挙管理委員会は、第5条の役員及び第21条の議長団、第23条の監査委員選挙の管理運営にあたる。委員長の選出は互選による。選挙細則は別にこれを定める。委員会は選挙の告示にあたって選挙細則を発表しなければならない。

## 第8節 常任委員会

第26条 常任委員会として文化・運動・図書・放送・出版・風紀・厚生・美化、応援の各委員会をおく。

第27条 文化委員会は、文化関係各部長をもって構成し、本会の文化的活動を円滑にすることを目的とし次の活動を行う。

1 文化的な行事への協力。

2 各文化部の活動内容その他に関する情報の収集並びに発表。

第28条 運動委員会は運動関係各部長をもって構成し、本会の運動方面の活動を円滑にすることを目的とし、次の活動を行う。

1 運動関係の行事への協力。

2 各運動部の活動内容その他に関する情報の収集並びに発表。

第29条 図書委員会は各ホームルーム選出の委員をもって構成し図書館に関する一切の活動を行う。

第30条 放送委員会及び出版委員会は、各ホームルーム選出の委員をもって構成し、学園生活におけるニュースを公正なる立場から報道することを目的とする。

第31条 風紀委員会は各ホームルーム選出の委員をもって構成し学校内における生活態度及び環境の改善向上をはかることを目的とする。

第32条 厚生委員会は学校内における保健衛生関係の仕事にあたり、美化委員会は美化整備関係の仕事にあたる。

第33条 応援団は全会員をもって構成する。応援委員は応援の立案運営にあたる。

第34集 会長及び各常任委員長は、各常任委員会を招集できる。各常任委員会は2分の1以上の出席をもって成立し、議決は過半数による。委員長は互選による。

## 第9節 部

第35条 部は生徒相互の個性をのばし親睦をはかり、共同精神を養うことを目的とする。

第36条 次の部をおく。

文化：自然科学・美術・音楽・吹奏楽・演劇・家政・

日本文化（茶道班・書道班）

運動：山岳・ソフトテニス・野球・バスケットボール・バレーボール・

卓球・陸上競技・剣道・サッカー・バドミントン・カヌー

なお、部に準ずるものとして同好会をおくことができる。部及び同好会についての設立廃止についての基準は細則でこれを定める。

第37条 各部には部長1名、副部長1名、その他必要と認める役員をおく。原則として顧問2名をおく。

第38条 各部には会計帳簿、備品台帳、会員名簿、運営記録簿を備えなければならない。

第39条 各部の設立改廃は中央委員会を経て総会の決議による。

## 第4章 会計

第40条 本会の歳入は、会費・事業収入・寄付及びその他による。

第41条 本会の会員は会費及び入会金を定額納める義務を負う。

第42条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 発動権

第43条 生徒会員は各機関、組織の委員及び長を不相当と認めた場合選出母体においてリコールすることができる。リコールの成立は各選出母体の2分の1以上の賛成投票とする。

第44条 この会の最終決定権は学校長にあり、許可あるいは承認された場合のみ執行することができる。ただし学校長が拒否権を行使した場合は理由を明示しなければならない。

## 第6章 補則

第45条 各役員の任期は次の日より始まる。

1 ホームルーム選出の各役員及び部 4月1日、10月1日

2 本部役員 7月1日

3 議長団・監査委員会 7月1日

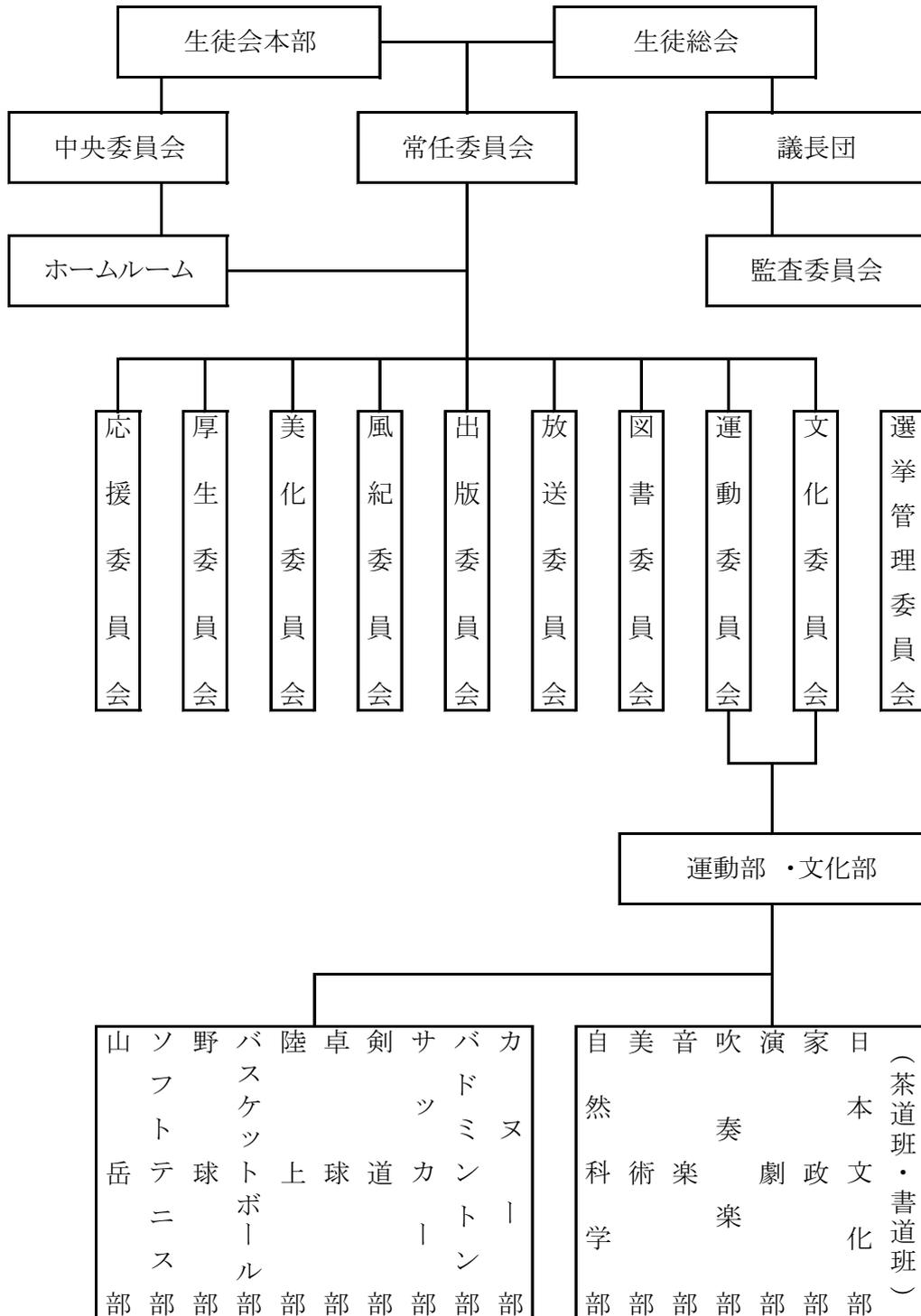
4 中央委員会 4月1日

第46条 この会則の改正増補は中央委員会の3分の2以上の賛成をもって中央委員会がこれを発議し、総会で決定する。

第47条 この会則施行のための細則を中央委員会の3分の2の承認のもとに定める。

第48条 各機関は、会則の定める範囲内で運営の為の独自の規則を定めることができる。

# 生徒会組織図



## 選挙細則

- 第1条 会則 26 条により、役員並びに議長団、監査委員の選挙はこの細則の定める所による。
- 第2条 選挙は、この細則に基づき選挙管理委員会が執行する。
- 第3条 選挙管理委員会委員長は委員会の互選により決める。
- 第4条 生徒会会員は選挙権、並びに被選挙権を有する。しかし、任期が在学期間をこえる場合は選挙権のみを有する。
- 第5条 選挙の公示は原則として投票日を含めて 25 日前、立候補締め切りを 15 日前、立候補者の告示は 5 日前とする。
- 第6条 立候補者は所定の様式に従って、立候補届を期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 第7条 投票は選挙管理委員会の定める投票用紙を用いて単記無記名とし、選挙管理委員会の指定する期日と場所において行われなければならない。
- 第8条 投票時には、選挙管理委員会の指名による、各学年男女各 1 名、合計 6 名が、また、開票時には、立候補者の責任者が、それぞれ立会人となる。
- 第9条 投票の有効・無効の判定は、立会人のもとに、選挙管理委員会が行う。
- 第10条 会長 1 名、副会長 2 名、書記 3 名、会計 2 名、議長団 3 名、監査委員 2 名の役職別選挙とする。
- 第11条 選挙管理委員会は立会演説会を開かなければならない。
- 第12条 当選者の決定は得票順によるものとする。
- 第13条 立候補者が無競争の際には、信任投票を行い、投票総数の過半数の信任を得るものとする。
- 2 定数に満たない際には強制立候補とし、すでに立候補しているものを含めて、1・2 年の各クラスから 1 名以上の立候補者を出さなければならない。
  - 3 強制立候補者の割り振りの最終調整は選挙管理委員会が行う。
- 第14条 ポスターは選挙管理委員会の配付する用紙を使用し、役職名、立候補者名、責任者名を記入しなくてはならない。
- 第15条 本細則に明記されていないことは、選挙管理委員会が審議決定する。
- 附 則 本細則は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

## 会計細則

- 第1条 本会の予算及び会計については、本細則の定めるところによる。
- 第2条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第3条 本会の歳入は、会費・事業収入・寄付及びその他をもってこれにあてる。
- 第4条 収支はすべて会計がこれを管理し、収入簿及び支出簿を備えて記録整理する。ただし現金の収納及び保管は顧問教師に委託する。

- 第5条 予算に計上された経費を払出す時は、所定の請求用紙に必要事項を記入し、当該顧問教師の認印を得て、会計に提出する。
- 第6条 本会会計より現金を受領した顧問及び部長は、受領印を押し、支払いをすませたのち、領収書を会計に提出しなければならない。なお、本会会計は領収書を請求用紙に添付し保管する。
- 第7条 本部、各委員会、各部分は、毎会計年度初めの予算作成に際し、予算支出見積書を作成し、本会会計に提出しなければならない。
- 第8条 本会会計は、前条の見積書を検討し、本部役員の責任において、必要な調整を行い、予算原案を作成して、中央委員会に提出する。
- 第9条 中央委員会は、本部役員、各委員長、各部長、中央委員、及び本部顧問より構成され、本部より提出された予算原案を審議する。
- 第10条 中央委員会を通過した予算案は、総会においてこれを審議決定する。
- 第11条 本部、各委員会、各部分は、会計年度末に決算書を作成し、本会会計に提出しなければならない。
- 第12条 本会会計は、毎会計年度末に決算書を作成し、会計監査を受け、中央委員会及び総会の承認を得なければならない。
- 第13条 本細則は成立と同時に効力を発する。

## 慶弔規程

- 第1条 本規程は本会の会員と本校職員の慶弔に適用する。
- 第2条 適用範囲と金額は次の通りとする。
- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 会員死亡の場合           | 10,000 円 |
| (2) 会員の父母又は保護者死亡の場合   | 5,000 円  |
| (3) 会員が不慮の災害に遭遇した場合   | 3,000 円  |
| (4) 本校職員が死亡した場合       | 10,000 円 |
| (5) 本校職員が不慮の災害に遭遇した場合 | 3,000 円  |
| (6) 本校職員の父母が死亡した場合    | 5,000 円  |
- 第3条 第2条以外の特別事情が生じた場合には、これを中央委員会にはかり決定する。
- 第4条 本規程に基づく経費は生徒会本部予算より支出する。

## 部及び同好会の設立・改廃に関する細則

- 第1条 (部)
- (1) 部の設立には次の条件を満たさなければならない。
- ① 同好会として1年以上の活動を経たもの。
  - ② 常に活動している会員が10名以上のもの。

- ③ 既に活動中の部の予算、運営を圧迫しないもの。
- ④ 活動の実績と以後の持続性が認められるもの。
- (2) 上記の条件を満たし、部を設立しようとする場合は、
  - ① 設立の理由
  - ② 現在の活動状況と今後の計画
  - ③ 部の設立に賛同する生徒会会員の 50 名以上の署名を提出し、部長会、中央委員会、顧問会議、生徒総会を経て決定される。
- (3) 部が次の項の 1 つに該当するとき、部長会、中央委員会、顧問会議、生徒総会の承認をもって、これを廃部することができる。
  - ① 部の活動が著しく不活発と認められた場合。
- (4) 常時活動している部員が 10 名未満となった場合、活動状況が著しく不活発である場合は、部顧問会の承認で休部とすることができる。
  - ① 休部後 3 年間で、廃部の手続きを取る。
  - ② 休部中の顧問は生徒指導部長とする。
  - ③ 休部中活動が活発になり、部として成立する場合は生徒指導部長が部顧問会を開催して承認を得て復部することができる。

## 第 2 条 (同好会)

- (1) 部に準ずるものとして同好会をおくことができる。
- (2) 組織・活動は本会則第 35・37・38 条に準ずる。ただし顧問は 1 名でもよく、また予算の配分はうけることができない。
- (3) 公式試合は、公欠・宿泊をとまわらない場合に限り、顧問会議の承認によって認められる。
- (4) 同好会の設立には、次の条件を満たさなければならない。
  - ① 活動するものが 5 名以上のもの。
  - ② 活動中の部・同好会を圧迫しないもの。
 上記の条件を満たし、同好会を設立しようとする場合は、
  - (ア) 新設の理由
  - (イ) 今後の活動計画、責任教師 1 名
  - (ウ) 同好会の設立に賛同する生徒会会員の 50 名以上の署名を提出し、部長会、中央委員会、顧問会議、生徒会総会を経て決定される。
- (5) 同好会が次の項の 1 つに該当する時、部長会、中央委員会、顧問会議、生徒会総会の承認をもってこれを廃止することができる。
  - ① 常時活動している会員が 5 名未満となった場合。
  - ② 活動が著しく不活発であると認められた場合。

## 安達高等学校表彰細則 (抄)

第 1 条 本校においては、次の賞を設ける。

(1) 高橋信次賞

- ① 人物、成績ともに優れ、総合的に見て最高の評価を得た生徒に授与する。
- ② 授賞対象者は卒業予定者の中から1名を選出する。
- ③ 副賞として、記念品を贈る。

(2) まゆみ賞

- ① 人物、成績ともに高橋信次賞に次ぐ評価を得た生徒に授与する。
- ② 授賞対象者は卒業予定者の中から各クラス1名を選出する。
- ③ 副賞は、高橋信次賞に準ずる。

(3) 功労賞

- ① 生徒会及び部活動等に顕著な功績があったと認められる生徒に授与する。
- ② 体育系部については、個人・団体競技を問わず、原則として主要3つの大会において次の基準を満たした者とする。
  - (ア) 全国大会に出場した者。
  - (イ) 東北大会に出場した者。
  - (ウ) 県大会で3位以上に入賞した者。
- ③ 文化系部については、個人・団体競技を問わず次の基準を満たした者とする。
  - (ア) 全国大会に出場した者。
  - (イ) 東北大会に出場した者。
  - (ウ) 県大会で3位以上に入賞した者。
  - (エ) 3年間部活動に精励した者であって、その部の発展に著しく寄与したと評価される者。
- ④ 副賞として、記念品を贈る。

(4) 善行賞等

- ① 優れた行為、社会的に評価を受ける行為を實踐し、その行為が顕彰するに値すると判断した場合にこれを授与する。
- ② その他顕彰に値する行為に対しては、①に準じて表彰できる。

(5) 同窓会奨学生

- ① 毎年度当初、成績・人物ともに優秀な者に授与する。
- ② 授賞対象者は、各学年男女各1名計6名とする。
- ③ 奨学金は、当分の間1名2万円とする。

(6) 皆勤賞・精勤賞

この賞については、今後条件が整うのを待って検討する。

第2条 受賞生徒は次の条件に抵触しないことを条件とする。

- (1) 謹慎以上の特別指導を受けたことがないこと。
- (2) 校則違反等で、再三にわたり指導を受けたことがないこと。

第3条 受賞生徒は、次の手順で決定する。

- (1) 「高橋信次賞」「まゆみ賞」「同窓会奨学生」については学年で、「功労賞」については表彰委員会で受賞候補生徒を審議する。
- (2) 受賞候補者は表彰委員会で審議し、職員会議に報告する。

- (3) 表彰委員会は、教頭・教務主任・生徒指導部主事・3学年主任・保健体育科主任、生徒会係主任をもって構成する。
- (4) 授賞式は、「高橋信次賞」「まゆみ賞」「功労賞」については、卒業式前日の表彰式で、「同窓会奨学生」については年度当初に校長室で、「善行賞」についてはその都度、始業式・終業式等の機会に行うものとする。

## 図書館利用規程

1. 本校生徒・教職員は、安達高等学校図書館を利用することができる。
2. 開館時間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、都合により開館時間を変更することがある。
3. 長期休業中の開館日・貸出冊数・貸出期間は、その都度定める。
4. 土・日曜日・祝祭日・蔵書点検日は閉館する。
5. 館内では、図書・資料を自由に閲覧することができる。
6. 館外で図書・資料を利用するときは、カウンターで所定の手続きを行わなければならない。
7. 図書・資料の貸出しは、通常1人2冊、1週間以内とする。
8. 禁帯出の図書・資料は、原則として館内閲覧に限る。ただし、事情により特別に1夜貸出しをすることがある。
9. 雑誌の貸出しは、バックナンバーに限り、1人2冊、1週間以内とする。
10. 借りたい図書・資料が貸出し中のときは、予約することができる。
11. 図書館利用心得
  - (1) 館内にバッグ類やコート等を持ち込まないこと。
  - (2) 館内では静粛を保ち他人に迷惑をかけないこと。
  - (3) 館内では飲食しないこと。ただし、水分補給は認める。
  - (4) 無断で図書・資料を持ち出さないこと。
  - (5) 切り抜き・書き込みをしないこと。
  - (6) 貸出しを受けた図書・資料の返却日を厳守すること。
  - (7) 図書・資料の「また貸し」をしないこと。
  - (8) 退出するときは、図書・資料を元の場所に戻し、座席をきちんと整理すること
  - (9) 自習時間に図書館を利用するときは、許可を得なければならない。
  - (10) 館内の秩序を乱す者には、退出を命ずることがある。
12. 貸出しを受けた図書・資料の返却日を守らない者は、図書館利用を停止することがある。
13. 貸出しを受けた図書・資料を紛失したり著しく汚損した場合は、原則として現物を弁償しなければならない。

## おもな許可願・届

願 ・ 届	提 出 先
欠席・忌引届	担任
遅刻届	担任
早退許可願	担任
外出許可願	担任
下宿（自炊）届	担任
公欠願	顧問 → 担任
行事参加承諾書	顧問
自転車通学届	担任 → 生徒指導部
入退部届	顧問 → 担任 → 生徒会
紛失届	生徒指導部
拾得物届	生徒指導部
アルバイト許可願	担任 → 生徒指導部
異装許可願	担任 → 生徒指導部
事故報告書	担任 → 生徒指導部
運転免許取得許可願	担任 → 生徒指導部
住所変更届	担任
再試験受験願	教科担任 → 担任
授業時数補充願	教科担任 → 担任
追認考査受験願	担任
推薦入試受験希望書	担任
調査書発行依頼書	担任
就職希望書	担任
定期乗車券購入申込書	事務室
学割証申込書	担任 → 事務室
在学証明書発行申込書	事務室
施設破損届	事務室

# 第一応援歌

作詞 石河 正雄 (旧職員)

## 一、古城原頭風寒く

げんげつ  
弦月高嶺に輝やけり

ああ麗わしの太郎山

へいげいしった  
睥睨叱咤のその雄姿

群羊ために震駭す

達高健児の意気を知れ

## 二、長流遙か七十里

阿武隈川の激流に

隠忍持久の蛟竜も

ついには池中のものならず

抜山蓋世の意気をもて

覇権を握るはこの時ぞ

## 三、ああ戦は近づけり

若き血潮は高鳴りて

わが <sup>かちどき</sup> 鬨の雄叫びに

天はゆるぎて地はうごく

獅子奮迅の勇を鼓し

起てよ安達の健男子

## 第二応援歌

作詞 高橋 猛（元校長）

作曲 中目 徹（昭和13年中卒）

一、はばたく鷲か 嘯く獅子か

風雲<sup>かぜくも</sup>を呼び 砂塵をけたて

今ぞ無人の境をゆく

奮え達高 われらが選手

二、ひろぐる絵巻 大地の上に

力の限り 若さはおどる

輝く胸に誇りあり

奮え達高 われらが選手

三、捧ぐる炬火に 若さを燃やし

勝利の栄冠 真弓にかけて

共に歌わん捷<sup>かちうた</sup>歌を

奮え達高 われらが選手

# 選手を送るの歌

作詞 野辺 慎一 (旧職員)

一、輝やかに今日あり

戦わるべく 野は緑なり

行け 行け 行け

我が友雄々し たくまし

真弓の健児

二、選ばれて <sup>ほこ</sup> 銚とる日

その名よ栄えよ 地にしるすべく

行け 行け 行け

我が友雄々し たくまし

真弓の健児

三、<sup>かちどき</sup> 勝鬨の一ときを

<sup>とわ</sup> 永久に繋がん若き誇りに

行け 行け 行け

我が友雄々し たくまし

真弓の健児

# 凱歌

作詞 渡辺 孝 (昭和3年中卒)

一、安達野<sup>せき</sup>寂と夕こめて

紅紫の雲は飛ぶ

西山容を仰ぐとき

我等の胸はしづもりぬ

二、ただ一すじにつくしたる

<sup>たたかいかち</sup>  
戦捷し喜びを

うたう<sup>あどち</sup>吾達のかちうたに

我等はそぞろ涙する

三、なつかし町<sup>ともしび</sup>の灯火は

平和の光なごやかに

ぬれし<sup>おもわ</sup>面をてらしつつ

夕こおもりのひくく飛ぶ

## 逍遙歌

作詞 笹田 得治（元校長）

作曲 中目 徹（昭和13年中卒）

一、<sup>まゆみ</sup>檀の<sup>しるし</sup>徽章いただきて 希望は胸にあふれつゝ

伝統古き學園に 集へる我等幸多し

二、櫻吹雪を身にあびて 古城に友とさまよへば

矢の根も深く<sup>うず</sup>埋もれて <sup>おいうぐいす</sup>老鷲の唄かなし

三、流れも清き阿武隈の 岸辺の柳風絶えて

入道雲の峯高く 我等が夢に似たるかな

四、紅葉の山を登り来て 見はるかすればまなかいは

<sup>やまなみ</sup>山脈かぎるうましくに 安達の郷の稔りかな

五、雪に輝く安達太良の <sup>けだか</sup>崇高き姿仰ぐとき

我等が<sup>たま</sup>魂の奥深く <sup>くおん</sup>久遠に生くる思ひあり

六、あゝ<sup>うるわ</sup>美しき山川よ 友情厚き級友よ

わが懐かしき<sup>まなびや</sup>学舎に <sup>はえ</sup>光栄あれかすと祈るかな